

「法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会」の概要

経緯等

- 1 H14. 12. 6 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」成立
→法科大学院教育、司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保が国の責務とされた。
- 2 H17. 12. 21 規制改革・民間開放推進会議第2次答申
→「司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努めるべきである。」【平成18年度以降逐次検討・実施】

協議会

構成員

法科大学院協会副理事長、専務理事又は常務理事の中から理事長が指名する者、文部科学省事務次官、最高裁判所事務総長、法務事務次官、日本弁護士連合会事務総長

目的

法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議する。

幹事会

構成員

法科大学院協会理事又は事務局長の中から理事長が指名する者、文部科学省高等教育局専門教育課長、最高裁判所事務総局審議官、法務省大臣官房司法法制課長、日本弁護士連合会事務次長

目的

協議会における協議事項の整理等を行うことにより、本協議会を補佐する。

検証ワーキンググループ

構成員

法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会からそれぞれ3名程度が参加。

目的

法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証し、その在り方を協議する。

(協議会において、必要があると認めるときは、新たに別のワーキンググループを置く。)